

## 緊急事態宣言発令に伴う伊勢原市総合運動公園他3公園の有料施設の 一般利用休止期間延長のお知らせ（重要）

令和3年2月2日付けで緊急事態宣言の延長が発令され、伊勢原市内の公共施設について一般利用の休止も延長されます。これに伴い、引き続き緊急事態宣言が解除されるまでは（目安：3月7日（日曜）まで）、下記の通り屋内外の有料スポーツ施設は一般利用休止となります。緊急事態宣言が解除され準備が整い次第、順次再開いたします。

### 「緊急事態宣言延長期間」

**令和3年1月12日（火曜）～3月7日（日曜） 一般利用休止期間も延長**

利用施設		変更	備考
総合運動公園	伊勢原市体育館	利用できません。	入館区域を制限します。
	管理事務所（受付窓口）	8：30～17：00（月曜休館除く）	
	サンシャインスタジアム	利用できません。	休場期間 12/1～3/9
	自由広場	団体専用利用はできません。	
チャンピオンすずかわ公園	チャンピオンすずかわテニスコート	利用できません。	
	チャンピオンすずかわ野球場	利用できません。	
市ノ坪公園	テニスコート	利用できません。	
	自由広場	団体専用利用はできません。	
	管理事務所（受付窓口）	業務休止します。	
東富岡公園	テニスコート	利用できません。	

※各種事項の詳細、利用料金の還付、及び利用予約のキャンセルにつきましては、下記までお問合せ下さい。

また、今後の感染状況や、伊勢原市における公共施設の休止の取り扱いやガイドラインの変更等に伴い、休止期間の変更等を行う場合があります。変更が生じた場合には、改めてお知らせします。

市民の皆様には、不要不急の外出を控え、うがい・手洗い等の感染症対策徹底、体調管理、密閉・密集・密接の防止をお願いします。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。